

持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について

30 生産第 2038 号
平成 31 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 元生産第 1707 号

この度、平成 31 年度当初予算による持続的生産強化対策事業の実施に向けて、別紙のとおり持続的生産強化対策事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

以上、命により通知する。

持続的生産強化対策事業実施要綱

第1 趣旨・目的

農業者等の高齢化が進行し、産地の生産基盤が脆弱化する中で、産地の持続的な生産力強化や販売力強化等を図ることが必要な状況となっている。

このため、本事業では、持続的な生産力強化や販売力強化等に向けて、産地において真に解決しなければならない課題及びその解決策との間で関連性の深い取組の特定並びに課題の解決に必要な取組を支援する。具体的には、農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、野菜・施設園芸、果樹、花き、茶・薬用作物等の地域特産作物、畜産など各品目に関する支援メニューを設けつつ、現場ニーズに応じた重点課題の解決に向けた取組を支援するとともに、都道府県のイニシアチブの下で行う各産地の課題解決に向け、新たな園芸産地の形成、GAP指導員による指導活動等を支援する。

第2 事業内容

本事業は別表1及び別表2に掲げる事業（以下、別表1に掲げる事業を「農業者等向け事業」、別表2に掲げる事業を「都道府県向け事業」という。）により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。

ただし、災害など緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表に定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。この場合において、生産局長等は本要綱の規定による制約を受けない通知を別途定めることができるものとする。

- 1 各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要綱本体に定めるもののほか、別紙1から14までのとおりとする。

なお、別紙10のIの環境負荷軽減型酪農経営支援事業については、第3から第10の規定には適用しないものとする。

- 2 事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、費目ごとの詳細は別表3のとおりとする。

第3 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、原則として、本事業の成果目標について、事業の開始前に第6に定める事業実施計画等に定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関して必要な事項は別紙のとおりとする。

第4 募集方法等

1 公募事業

(1) 公募対象事業

公募により選定する事業は、農業者等向け事業のうち以下のとおりとする。

ア 全国段階で実施する以下の事業（以下「全国公募事業」という。）

- （ア）時代を拓く園芸産地づくり支援（別表１の１（１）に限る。）
- （イ）果樹農業生産力増強総合対策（別表１の２（１）及び（２）に限る。）
- （ウ）次世代国産花き産業確立推進
- （エ）養蜂等振興強化推進（別表１の４（２）に限る。）
- （オ）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表１の５（１）に限る。）
- （カ）農作業安全総合対策推進（別表１の７（１）に限る。）
- （キ）有機農業推進総合対策
- （ク）GAP拡大推進加速化
- （ケ）畜産経営体生産性向上対策
- （コ）戦略作物生産拡大支援（別表１の１４（４）に限る。）

イ 地域段階で実施する以下の事業（以下「地域公募事業」という。）

- （ア）次世代国産花き産業確立推進
- （イ）養蜂等振興強化推進（別表１の４（１）に限る。）
- （ウ）茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表１の５（２）及び（３）に限る。）
- （エ）生産体制・技術確立支援
- （オ）学校給食用牛乳供給推進
- （カ）戦略作物生産拡大支援（別表１の１４（１）及び（２）に限る。）

（２）募集方法

ア 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、事業ごとに生産局長等が公募するものとし、その詳細は生産局長等が公募要領で定めるものとする。

イ 追加公募を実施する場合は、生産局長等が定める追加公募要領に基づき、一括して行うものとする。

（３）審査

事業実施主体の選定に当たっては、全国公募事業については農林水産省生産局又は政策統括官（以下「生産局等」という。）において、地域公募事業については地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、生産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

審査基準については、別表４のとおりとする。

（４）配分方法

ア 応募者から提出された申請書類の採点は別表４の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、以下の（ア）及び（イ）の者を優先的に採択するものとする。

- （ア）第５の１の産地営農体系革新計画（以下「革新計画」という。）を策定した者であって、当該革新計画及び活用しようとする関連事業との整合性が認められる者

(イ) (ア)により採択した結果、予算額に残余が生じた場合、事業費が少ない者

イ 生産局長等又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

(5) 審査結果の通知等

ア 生産局長等は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、全国公募事業の応募者及び地域公募事業の申請を受けた地方農政局長に対して速やかに通知するものとする。

イ 地方農政局長は、地域公募事業の応募者に対して審査結果を通知するものとする。

ウ 全国公募事業については生産局長等、地域公募事業については地方農政局長は、通知により補助金交付候補者に選定された応募者を第6の事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

2 公募対象外事業

農業者等向け事業のうち交付先が特定されているもの及び都道府県向け事業に係る募集方法については、別紙で定めるところによる。

第5 関連計画

事業実施主体は、第1に掲げる本事業の趣旨・目的を踏まえ、関連計画（次の1に定める革新計画、2に定めるGFPグローバル産地計画（以下「グローバル産地計画」という。）及び3に定める地域別農業振興計画をいう。以下同じ。）を策定した場合、又は4に定める指定棚田地域で取組を行う場合にあっては、別表4に定める優遇措置を受けることができる。

1 革新計画

□ 革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、令和元年度の本事業のうち次世代につながる営農体系確立支援事業により策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け農会第 号農林水産事務次官依命通知）に規定する次世代につながる営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画をいう。

2 本事業のうち、革新計画と関連する事業は以下のものとする。なお、ア及びイの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。

3 時代を拓く園芸産地づくり支援（別表1の1（2）ア及び別表2の1に限る。）

□ 果樹農業生産力増強総合対策（別表1の2（1）に限る。）

5 次世代国産花き産業確立推進

6 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表1の5（2）及び（3）に限る。）

7 生産体制・技術確立支援

カ 有機農業推進総合対策（別表 1 の 8（2）アに限る。）

キ 戦略作物生産拡大支援（別表 1 の 14（1）に限る。）

2 グローバル産地計画

（1）グローバル産地計画とは、海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地を形成するため、十分な供給体制の整備、H A C C P や相手国の検疫条件への対応等の規制への対応、商流の拡大・確保等が重要であることに鑑み、G F P グローバル産地計画の承認規程（平成 31 年 2 月 1 日付け 30 食料第 4260 号農林水産省食料産業局長通知）に基づき策定し、食料産業局長が承認した計画をいう。

（2）本事業のうち、グローバル産地計画と関連する事業は以下のものとする。なお、ア及びイの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。

ア 時代を拓く園芸産地づくり支援（別表 1 の 1（2）ア及び別表 2 の 1 に限る。）

イ 果樹農業生産力増強総合対策（別表 1 の 2（3）イに限る。）

ウ 次世代国産花き産業確立推進

エ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表 1 の 5（1）及び（3）イ（ア）を除く。）

オ 生産体制・技術確立支援（別表 1 の 6（1）に限る。）

3 地域別農業振興計画

（1）地域別農業振興計画とは、経営規模の大小にかかわらず意欲を持った前向きな経営者が活躍できる多様な経営環境を育むとともに、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色をいかした経営の展開が重要であることに鑑み、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地方農政局長が認定した計画をいう。

（2）本事業のうち、地域別農業振興計画と関連する事業は以下のものとする。

ア 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（別表 1 の 5（2）に限る。）

4 指定棚田地域

（1）貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することが重要であることに鑑み、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。

（2）本事業のうち、指定棚田地域と関連する事業は以下のものとする。

ア 生産体制・技術確立支援（別表 1 の 6（1）に限る。）

第 6 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

（1）農業者等向け事業

ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、生産局長等又は地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ アの事業実施計画については、原則として年度ごとに作成するものとする。

ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

（ア）事業実施主体の変更

- (イ) 別表 1 の事業内容の欄の取組の新設又は廃止
- (ウ) 事業費の 3 割を超える増又は国庫補助金等の増
- (エ) 事業費又は国庫補助金等の 3 割を超える減
- (オ) その他別紙で掲げる重要な変更

(2) 都道府県向け事業

ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

イ アの事業実施計画については、年度ごとに作成するものとする。

ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。

- (ア) 別表 2 の事業内容の欄の取組の新設又は廃止
- (イ) 事業費の 3 割を超える増又は国庫補助金等の増
- (ウ) 事業費又は国庫補助金等の 3 割を超える減
- (エ) その他別紙で掲げる重要な変更

2 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとし、その申請は、持続的生産強化対策事業交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2180 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、又は第 4 の 1（5）ウにより事業実施計画の承認を得たものとみなすことができ、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、1 の承認権者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 1 号により、1 の承認権者に提出するとともに、交付要綱第 5 の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- (3) 1 の承認権者は、事業実施主体が (1) のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、別紙に定めるとおり実施状況報告書を作成し、以下の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限までに同表の右欄に掲げる者に提出するものとする。

事業	提出期限	提出先
農業者等向け事業 (学校給食用牛乳供給推進事業を除く。)	事業完了年度の翌年度の7月末	生産局長等又は地方農政局長
学校給食用牛乳供給推進事業	事業実施年度の翌年度の6月末	地方農政局長
都道府県向け事業	別紙に定める期限	別紙に定める提出先

- 2 生産局長等又は地方農政局長は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 1の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価

1 農業者等向け事業

- (1) 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、別紙に定めた点検評価様式により作成し、自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長等又は地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、生産局等又は地方農政局においてその内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第2号に記入するものとする。
- (3) 生産局等は、生産局等及び地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、農林水産省食料産業局長及び生産局長が設置する外部有識者で構成される評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、生産局長等又は地方農政局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、生産局長等又は地方農政局長は、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。
- (4) 生産局長等及び地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地域公募事業にあつては、地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第3号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、地域公募事業にあつては、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度7月末日までに報告することとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局等に報告するものとする。

2 都道府県向け事業

都道府県向け事業の評価については、別紙に定めるとおりとする。

3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第9 取組ごとの留意事項

本事業の実施に当たつての留意事項は、以下に定めるものによる。

1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、水産庁長官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業共済、収入保険等への積極的な加入を促すものとする。

3 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

4 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する者にあつては、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

5 推進指導

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地域公募事業について、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地域公募事業の事業実施計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に対して情報提供をするものとする。
- 2 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された地域公募事業の実施状況報告及び第7の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 3 地方農政局長は、第8の1（1）に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価、第8の1（2）に基づく点検評価及び第8の1（3）に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け生産第10888号農林水産事務次官依命通知）、新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知）、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）、次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知）、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱（平成28年4月1日付け27生産第2794号農林水産事務次官依命通知）、農業生産工程管理推進事業補助金実施要綱（平成30年3月30日付け29生畜第1364号農林水産事務次官依命通知）、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知）、飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知）、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知）、酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知）及び学校給食用牛乳供給推進事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2104号農林水産事務次官依命通知。以下「廃止対象要綱」と総称する。）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づき平成30年度の事業

実施計画の承認を受けた地域コンソーシアム支援事業及び生産体制・技術確立支援事業のうち新品種・新技術の確立支援事業の継続地区については、平成31年度に限り実施できるものとし、事業の成果目標及び事業実施手続に係る規定の適用については、なお従前の例による。

4 2による廃止前の果樹農業好循環形成総合対策事業実施要綱に基づき平成31年度以降も継続することとなった事業実施計画の実施手続に係る規定の適用については、なお、従前の例による。

5 平成30年度以前に実施された2の事業に係る成果目標、実施状況報告及び評価に係る規定の適用については、なお従前の例による。

6 平成30年度に実施された畜産競争力強化対策民間団体事業実施要綱に基づく事業のうち、牛の個体識別情報の活用の効率化・高度化対策事業及び乳製品国際規格策定活動支援事業に係る事業実施状況の報告、事業評価等については、なお従前の例による。

7 2による廃止前の廃止対象要綱（他の要綱で準用される場合を含む。）に基づき、平成31年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1 (農業者等向け事業の内容)

事業の区分	事業内容	事業実施主体	補助対象経費の範囲	補助率
1 時代を拓く園芸 産地づくり支援 (別紙 1 参照)				
(1) 水田農業高収 益作物導入推進 事業(全国推進)	<p>ア 全国協議会の設置・運営</p> <p>イ 先進的な生産技術等の普及に向けた取組</p> <p>ウ 先進的な出荷技術の普及に向けた取組</p>	・民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	・定額
(2) 端境期等対策 産地育成事業	<p>ア 端境期等対策産地育成強化推進事業</p> <p>イ 端境期等対策産地育成強化支援事業</p>	・独立行政法人農畜産 業振興機構	<p>アの取組</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>イの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 燃料費 	・定額

			<ul style="list-style-type: none"> 光熱水料 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
2 果樹農業生産力 増強総合対策（別 紙2参照）				
（1）果樹労働生産 性向上等対策事 業	<p>ア 果樹経営支援等対策事業</p> <p>（ア）果樹経営支援対策事業</p> <p>（イ）果樹未収益期間支援事業</p> <p>（ウ）未来型果樹農業等推進条件整備事業</p> <p>イ 新技術・新需要対応力強化対策事業</p> <p>（ア）果樹生産性向上モデル確立推進事業</p> <p>（イ）新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等</p> <p>ウ 果樹農業調査研究等事業</p>	・民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 光熱水費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	・定額
（2）果樹優良苗木 ・花粉安定確保 対策事業	<p>ア 果樹優良苗木供給体制整備事業</p> <p>（ア）優良苗木生産推進事業</p> <p>（イ）果樹種苗増産緊急対策事業</p> <p>イ 花粉専用園地育成推進事業</p>	・民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 	・定額

			資料購入費 消耗品費 光熱水費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
(3) 果実流通加工 対策事業	ア 果実加工需要対応産地強化事業 イ 果実輸送技術実証支援事業	・中央果実協会	—	・定額
(4) 被害果実利用 促進等対策事業	ア 果汁特別調整保管等対策事業 イ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	・中央果実協会	—	・定額
(5) パインアップ ル構造改革特別 対策事業	・パインアップルの品質向上及び栽培農家の 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費の支援	・中央果実協会	—	・定額
(6) 果樹緊急総合 対策支援事業	・国際化の急激な進展、自然災害等の不測の 事態に対処するために必要な取組に要する 経費の支援	・中央果実協会	(生産局長が状況 に応じて別途定 める)	・定額
(7) 推進事業	・(3)から(6)までの事業の円滑な実施 に向けた取組	・中央果実協会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 光熱水費 燃料費 ・旅費 委員旅費	・定額

			調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
3 次世代国産花き 産業確立推進 (別紙3参照)				
(1) 戦略品目設定、 花き産業関係者 の連携	ア 戦略品目の設定 イ 生産から流通、消費の拡大に至るまでの 課題の検討を行うための検討会等	・協議会	・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 ・謝金 ・雑役務費 手数料 租税公課	・定額
(2) 花きの品目ご との特徴に対応 した生産・流通 ・消費拡大の取 組	ア 生産供給体制の強化に向けた取組 イ 流通の効率化・高度化に向けた取組 ウ 需要の拡大に向けた取組 エ 実証結果の分析及び成果の普及活動 オ 品目横断的な課題解決に向けた取組	・協議会	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 改植等支援費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費	・定額

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	
<p>(3) 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証</p>	<p>ア 生産性向上に資する技術や安定供給に資する技術の技術実証・経営分析</p> <p>イ 実証成果の普及に向けた取組</p> <p>ウ 実証成果の定着に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 改植等支援費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額
<p>4 養蜂等振興強化推進 (別紙4参照)</p>				
<p>(1) 地域公募事業</p>	<p>ア 蜜源植物の植栽支援事業</p> <p>(ア) 植栽検討会議の開催</p> <p>(イ) 蜜源植物の植栽・管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額

			<ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・賃金等 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
	<p>イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業</p> <p>(ア) 検討会の開催</p> <p>(イ) 利用技術の実証・展示</p> <p>(ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の組織する団体 ・在来種マルハナバチ利用拡大協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・委員旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

	<p>ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業</p> <p>(ア) 協カプランの作成</p> <p>(イ) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証</p> <p>(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の組織する団体 ・ 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 ・ 委員旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額
<p>(2) 全国公募事業</p>	<p>ア 事業推進委員会の開催</p> <p>イ 講習会等の開催</p> <p>ウ 衛生・飼養技術指導手引書等の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 協同組合 ・ 企業組合 ・ 特定非営利活動法人 ・ 独立行政法人 ・ 協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 賃金等 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額

<p>5 茶・薬用作物等 地域特産作物体制 強化促進 (別紙5参照)</p>				
<p>(1) 全国的な支援 体制の整備事業</p>	<p>ア 検討会の開催</p> <p>イ 事前相談窓口の設置</p> <p>ウ 地域相談会等の実施</p> <p>エ 栽培技術研修の実施</p> <p>オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等</p> <p>カ 需要・消費動向等調査の実施</p> <p>キ 課題解決実証の実施</p> <p>ク 需要拡大に資する取組の実施</p> <p>ケ 有能人材登録等の実施</p> <p>コ 情報発信ツールの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・協同組合 ・特定非営利活動法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
<p>(2) 地域の生産体 制強化・需要創 出事業</p>	<p>ア 検討会の開催</p> <p>イ 生産体制の強化</p> <p>(ア) 栽培実証ほの設置</p> <p>(イ) 種苗増殖実証ほの設置等</p> <p>(ウ) 新たな栽培技術等の実証導入</p> <p>(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良</p> <p>(オ) 栽培マニュアルの作成</p> <p>(カ) 課題等解決のための調査・分析</p> <p>(キ) マッチングの開催</p> <p>(ク) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年 性工芸作物の改植等の促進</p> <p>(ケ) 農業機械等リース支援</p> <p>(コ) 人材確保策の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 ・農業者の組織する団 体 ・公社 ・協議会 <p>ただし、イ(ク) の取組は都道府県、 市町村を除く。</p> <p>イ(ケ)の取組は、 都道府県、市町村を 除き、特定農業法人 を加える。</p> <p>ウの取組は都道府</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・給与 ・報酬 ・職員手当等 ・事業費 会場借料 通信運搬費 借上費 改植等支援費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額 <p>ただし、イ (ウ)及び (ケ)並びに ウ(ウ)の取 組のうち導 入機械等の リースにつ いては1/ 2以内</p>

	<p>ウ 需要の創出</p> <p>(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握</p> <p>(イ) 実需者等と連携した商品開発</p> <p>(ウ) 製造・加工技術の確立</p> <p>(エ) 消費者に向けたコト体験の展開</p> <p>(オ) 消費者等の理解促進</p>	<p>県、市町村を除く。</p>	<p>消耗品費</p> <p>情報発信費</p> <p>燃料費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 費用弁償 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	
<p>(3) 甘味資源作物等支援事業</p>	<p>ア 国内産いもでん粉高品質化推進事業</p> <p>(ア) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立</p> <p>(イ) 品質管理機器の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の組織する団体 ・ 事業協同組合連合会 ・ 事業協同組合 ・ 民間企業 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 試験研究機関（（ア）の取組のみ対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	<p>・ 1 / 2 以内</p>
	<p>イ 農業機械等導入支援事業</p> <p>(ア) さとうきび農業機械等導入支援事業</p> <p>(イ) 北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合 ・ 公社 ・ 土地改良区 ・ 農事組合法人 ・ 特定農業法人及び特定農業団体 ・ その他農業者等の組織する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 事業費 借上費 	<p>(ア)の取組</p> <p>・ 6 / 10 以内（リース導入の場合は、リース料の 6 / 10 以内）</p>

		・民間企業		(イ)の取組 ・1/2以内(リース導入の場合は、物件相当額の1/2以内)
	ウ さとうきび産地確立実証事業	・協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 研修受講費 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	・定額(農業機械等導入の場合は、物件相当額の6/10以内。(農業機械等のリースの場合はリース料の6/10以内))
6 生産体制・技術 確立支援 (別紙6参照)				
(1) 新品種・新技術の確立支援	<p>ア 新品種・新技術の特性把握</p> <p>(ア) 品種・技術の特性把握</p> <p>(イ) 栽培・技術マニュアルの作成</p> <p>(ウ) 産地・実需者の意向・ニーズ等調査</p> <p>(エ) 品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・市町村 ・中間事業者 ・農業協同組合連合会 ・農業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・給与 ・報酬 ・職員手当等 ・事業費 会場借料 	・定額

	<p>イ 産地・実需者等が連携して行う実証等を通じた生産技術の確立</p> <p>(ア) 品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験</p> <p>(イ) 生産性向上・経営改善効果分析</p> <p>(ウ) 産地として導入を進めるべき品種・技術の選定</p> <p>(エ) 導入を進めるべき生産技術の確立活動</p> <p>ウ 新品種・新技術の普及等に関する手引きの作成</p>		<p>通信・運搬費</p> <p>借上費</p> <p>印刷製本費</p> <p>資料購入費</p> <p>原材料費</p> <p>消耗品費</p> <p>燃料費</p> <p>・旅費</p> <p>委員旅費</p> <p>調査等旅費</p> <p>費用弁償</p> <p>・謝金</p> <p>・委託費</p> <p>・役務費</p> <p>・雑役務費</p> <p>手数料</p> <p>租税公課</p>	
<p>(2) 施肥設計の見直しによる資材費低減対策の推進</p>	<p>ア 低コスト施肥技術の研修の実施</p> <p>イ 新たな施肥体系の確立</p> <p>(ア) 検討会の開催</p> <p>(イ) 実証試験による資材費低減効果の検証と分析</p> <p>(ウ) マニュアル等の作成・配付</p>	<p>・協議会</p>	<p>・備品費</p> <p>・賃金等</p> <p>・事業費</p> <p>会場借料</p> <p>通信・運搬費</p> <p>借上費</p> <p>印刷製本費</p> <p>資料購入費</p> <p>原材料費</p> <p>資機材費</p> <p>消耗品費</p> <p>燃料費</p> <p>・旅費</p> <p>委員旅費</p> <p>調査等旅費</p> <p>・謝金</p> <p>・委託費</p> <p>・役務費</p> <p>・雑役務費</p> <p>手数料</p> <p>租税公課</p>	<p>・定額</p>

<p>7 農作業安全総合 対策推進 (別紙7参照)</p>				
<p>(1) 農業者等への きめ細やかな安 全啓発・指導</p>	<p>ア 安全意識等の自己チェックを通じた啓発 イ 農業機械の点検を通じた指導 ウ 記録映像を用いた農業機械の運転操作等 に関する指導 エ 農業法人への労働安全に関する指導 オ 啓発・指導の担い手に対する研修・情報 提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・協同組合 ・国立大学法人 ・公立大学法人 ・学校法人 ・独立行政法人 ・特定非営利活動法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・任意団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
<p>(2) 都道府県段階 での農作業事故 情報の分析</p>	<p>ア 事故情報の分析 イ 分析結果の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための 指針(平成14年3月 29日付け13生産第 10312号農林水産省 生産局長通知)第1 に規定する都道府県 段階の農作業安全推 進協議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

<p>8 有機農業推進総合対策 (別紙8参照)</p>				
<p>(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業</p>	<p>ア 有機農業新規参入者技術習得支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 研修受講費 ・旅費 委員旅費 調査旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>イ 有機農地集約化試行支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・公社（市町村が出資しているものに限る） ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・報酬 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 ・旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

			委員旅費 調査旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費	
(2) 有機農産物安定供給体制構築事業	ア オーガニックビジネス実践拠点づくり事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 ・農業者の組織する団体	・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	・定額 ただし供給拡大型の取組は1/2
	イ オーガニックビジネス拡大支援事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会	・旅費 調査等旅費 ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費	・定額

			情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
ウ 産地間・自治体間連携支援事業 (ア) 生産技術課題対応実証支援事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会	(ア) の取組 ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	・ 1 / 2	
(イ) 流通技術課題対応実証及び自治体ネットワーク連携活動支援事業	・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合	(イ) の取組 ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費	・ 1 / 2	

		<ul style="list-style-type: none"> ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
(3) 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業	<p>ア 国産有機農産物サポーターズ（仮称）活動推進事業</p> <p>イ 国産有機加工品バリューチェーン構築推進事業</p> <p>ウ 実需者等理解増進活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	・定額

<p>9 GAP 拡大推進 加速化 (別紙9 参照)</p>				
<p>(1) GAP 拡大推進 加速化事業</p>	<p>ア 産地リスク対策実証 (ア) 検討会の開催 (イ) 実証地区の選定・採択 (ウ) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言 (エ) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成 (オ) 実証地区が行う取組に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 研修受講費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
	<p>イ 改訂GAPガイドライン普及促進 (ア) 検討会の開催 (イ) 研修会の開催 (ウ) 効果検証の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 情報発信費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

			<ul style="list-style-type: none"> 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
	<ul style="list-style-type: none"> ウ 日本発GAPの国際化推進 (ア) 検討会の開催 (イ) 海外実需専門家の招聘 (ウ) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・許可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 研修受講費 燃料費 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(2) 畜産GAP拡大推進加速化事業	<ul style="list-style-type: none"> ア 畜産GAP認証審査支援 イ 畜産GAP認証拡大支援 ウ 持続可能性配慮型飼養管理推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・特例民法法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・認可法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

		<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
10 環境負荷軽減型酪農経営支援 (別紙10参照)				
(1) 環境負荷軽減型酪農経営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対する飼料作付面積に応じた交付金の交付。また、有機飼料生産の取組に対する交付金の追加交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・生乳生産者 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(2) 環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷軽減型酪農経営支援事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等に必要な経費に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 光熱水費 システムの導入 ・改良費 ・謝金 ・旅費 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

<p>11 畜産経営体生産性向上対策 (別紙 11 参照)</p>				
<p>(1) ICT 化等機械装置等導入事業</p>	<p>ア 地域の畜産農家の実情に応じ、労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべき ICT 関連機械等の選定</p> <p>イ 地域の畜産農家の労働負担軽減のため、搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連機械等の導入等</p> <p>ウ IoT 機械装置導入事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催や事業の推進、指導、調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業 ・ 一般社団法人 ・ 一般財団法人 ・ 公益社団法人 ・ 公益財団法人 ・ 共同組合連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品費 ・ 賃金等 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 燃料費 光熱水費 システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改良費 ・ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課 	<p>アの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額 <p>イの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 / 2 以内 <p>ウの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額

<p>(2) 畜産現場 ICT 化調査事業</p>	<p>・畜産農家の ICT 化を促進するために行う、 新型機械の調査、具体的効果の測定等</p>	<p>・生産者、畜産機械販売会社、畜産技術者、学識経験者等が構成員となっている協議会</p>	<p>・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 燃料費 光熱水費 システムの導入 ・改良費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課</p>	<p>・定額</p>
<p>(3) ICT 化等機械装置適合家畜生産推進事業</p>	<p>・畜産農家の ICT 化を推進するため、IoT 機械装置の規格にあった家畜生産等の推進</p>	<p>・事業協同組合 ・事業協同組合連合会 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・その他農業者の組織する団体 ・上記のいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>	<p>・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 燃料費 光熱水費 システムの導入 ・改良費 ・旅費</p>	<p>・定額</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
(4) 全国データベース構築事業	<p>ア 全国推進協議会の設置・運営</p> <p>イ 生産情報の集約・分析のためのシステム整備と推進</p> <p>ウ 民間クラウドとの連携による情報の利活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・協同組合 ・企業組合 ・特定非営利活動法人 ・学校法人 ・特殊法人 ・認可法人 ・独立行政法人 ・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 資機材費 消耗品費 光熱水費 システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・改良費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額 ただし、 イの事業を実施するのに要する経費のうち、畜舎内インターネット環境の改善のための通信機器の整備に当たっては1/2以内とする。
12 乳製品国際規格策定活動支援 (別紙12参照)	<p>ア 乳製品国際規格案等について検討するための学識経験者、専門家等による国内専門部会等の開催</p> <p>イ 乳製品国際規格案に関するコメント及び国際酪農連盟からの質問状に対する回答の取りまとめ並びに関係府省庁や国際酪農連盟への提出</p> <p>ウ コーデックス会合及び国際酪農連盟の諸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人Jミルク 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 	<p>アからウの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額 <p>エの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内

	<p>会合等への出席</p> <p>エ 会合結果等に関する報告書の作成及び配布</p>		<p>調査等旅費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・賃金 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
13 学校給食用牛乳供給推進 (別紙 13 参照)				
(1) 学校給食用牛乳供給円滑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食への牛乳の安定的かつ効率的な供給等を図るための、学校給食用牛乳供給推進会議の開催、事業実施計画の策定、必要な調査等の実施 	<p>(1)～(3)の取組一つの都道府県の区域を活動地域とするものとする。</p> <p>ただし、一つの都道府県において事業実施主体は一つまでとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合又は農業協同組合連合会 ・中小企業等協同組合 ・公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人 ・畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号イに規定する生乳生産者団体 ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項の乳業を行う者が直接又は間接の構成員となっている団体 ・乳業者、生産者等が構成する組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・賃金 ・委託費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛かり増しとなる経費相当額の一部について、供給数量に応じた供給事業者に対する補助金の交付 	<p>—</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(3) 学校給食用牛乳新規利用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小 ・中学校等に供給される飲用牛乳を対象として、供給数量に応じた供給事業者等に対する奨励金の交付 	<p>—</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

<p>14 戦略作物生産拡大支援 (別紙 14 参照)</p>				
<p>(1) 作付体系転換支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた体制整備や技術・経営実証等 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 備品費 給与 報酬 職員手当等 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 旅費 委員旅費 調査等旅費 費用弁償 謝金 委託費 役務費 雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> 定額
<p>(2) 低コスト米等需要対応品種栽培環境整備支援事業</p>	<p>ア 広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備</p> <p>イ 地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及</p>	<p>ア 実需者を中心とし、複数の都道府県域にわたる産地等の主体の参画を得た協議会</p> <p>イ 実需者を中心とし、複数の産地等の主体の参画を得た協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 備品費 賃金等 給与 報酬 職員手当等 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 資機材費 消耗品費 研修受講費 	<ul style="list-style-type: none"> 定額

			<ul style="list-style-type: none"> 改植等支援費 燃料費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 費用弁償 ・謝金 ・会議費 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	
(3) 大豆価格形成 安定化事業	<p>ア 入札による大豆の取引（以下「入札取引」という。）を行うための市場の開設及び運営</p> <p>イ 入札取引を適正に実施するために必要な業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本特産農産物協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 システム導入・改良費 光熱水料 印刷製本費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額
(4) インバウンド にも対応した日本産米粉の需要 拡大支援事業	<p>ア 米粉用米産地の育成</p> <p>イ ノングルテン米粉を使用した製品の製造支援</p> <p>ウ ノングルテン米粉及び米粉加工食品の情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・任意団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・賃金等 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額

			消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
--	--	--	--	--

(注1) 「事業実施主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
- ・「特定農業法人及び特定農業団体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。
- ・「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次に掲げる者をいう。
 - 1 農業協同組合
 - 2 農業協同組合連合会
 - 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
 - 6 その他農業者の組織する団体

(注2) 補助対象経費の詳細については、別表3で定めることとする。

別表2（都道府県向け事業の内容）

メニュー	事業内容	事業実施主体	補助対象経費の範囲	交付率
<p>1 時代を拓く園芸 産地づくり支援 (別紙1参照)</p> <p>(1) 水田農業高収 益作物導入推進 事業(都道府県 推進)</p>	<p>ア 園芸作物導入促進事業</p> <p>イ 園芸作物転換強化事業</p>	<p>・都道府県</p>	<p>・備品費</p> <p>・事業費</p> <p>会場借料</p> <p>通信・運搬費</p> <p>借上費</p> <p>印刷製本費</p> <p>資料購入費</p> <p>原材料費</p> <p>消耗品費</p> <p>・旅費</p> <p>委員旅費</p> <p>調査等旅費</p> <p>・謝金</p> <p>・賃金等</p> <p>・委託費</p> <p>・役務費</p> <p>・雑役務費</p> <p>手数料</p> <p>租税公課</p>	<p>・定額</p> <p>ただし、イの取 組のうち機械 ・施設のリース 方式による導 入及び省力化 栽培・安定生産 に必要な生産 資材の導入に 係る経費は1 ／2以内</p>
<p>2 有機農業推進総 合対策(別紙8参 照)</p>				
<p>(1) 有機農業推進 体制整備交付金</p>	<p>ア 有機農業指導員の育成</p> <p>イ 国際水準の有機農業の普及に向けた指 導活動の推進</p>	<p>・都道府県</p>	<p>・備品費</p> <p>・事業費</p> <p>会場借料</p> <p>通信運搬費</p> <p>借上費</p> <p>印刷製本費</p> <p>資料購入費</p> <p>消耗品費</p> <p>情報発信費</p> <p>研修受講費</p>	<p>・定額</p>

			燃料費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	
3 GAP 拡大推進 加速化 (別紙9参照)				
(1) 国際水準GAP普及推進交付金	ア GAP 指導活動の推進 イ GAP 認証の取得等支援	・ 都道府県	・ 備品費 ・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 消耗品費 認証取得推進費 情報発信費 研修受講費 燃料費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・ 謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 手数料 租税公課	・ 定額

<p>(2) 畜産GAP拡大推進加速化交付金</p>	<p>ア 指導員の育成</p> <p>イ 指導活動の推進</p> <p>ウ 認証取得等の支援</p>	<p>・都道府県</p>	<p>・備品費</p> <p>・事業費</p> <p>会場借料</p> <p>通信・運搬費</p> <p>借上費</p> <p>印刷製本費</p> <p>資料購入費</p> <p>消耗品費</p> <p>認証取得推進費</p> <p>情報発信費</p> <p>研修受講費</p> <p>燃料費</p> <p>・旅費</p> <p>委員旅費</p> <p>調査等旅費</p> <p>・謝金</p> <p>・委託費</p> <p>・役務費</p> <p>・雑役務費</p> <p>手数料</p> <p>租税公課</p>	<p>・定額</p>
----------------------------	--	--------------	---	------------

(注) 補助対象経費の詳細については、別表3で定めることとする。

別表3（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条

		方公共団体が支払う報酬	<p>の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材 	

		<p>費（通常の営農活動に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費 	
	<p>消耗品費</p>	<p>○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	<p>認証取得推進費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GAP認証の取得支援（認証審査、環境整備、研修指導）等に要する経費 ・有機JAS認証の取得支援（認証検査）等に要する経費 	
	<p>情報発信費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	<p>研修受講費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	<p>改植等支援費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換等の実施に必要な経費 	
	<p>燃料費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。 	
	<p>光熱水費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料は除く。
	<p>システムの導入・改良費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請・交付手続及び入札取引の実施に係るシステム整備に必要な経費。 	
旅費	<p>委員旅費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	<p>調査等旅費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	

	費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成安定化事業に要するものに限る。

（注 1）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注 2）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表 4（審査基準）

本要綱本体第 4 の 1 の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・ 1 の有効性、実現性及び公益性並びに 2 の評価項目に掲げる内容を 1 つも満たさない場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・ 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・ 予算計画は妥当なものになっているか。 ・ 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・ 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる又は	0
		認められない。	
実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	0

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。	5 4 3 2 1
②	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。	5 4 3 2 1

(注1) 本要綱第5の1の革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあっては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。

(注2) G F Pグローバル産地計画の承認規程（平成31年2月1日付け30食料第4260号農林水産省食料産業局長通知）に基づき策定されたグローバル産地計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産省食料産業局長による承認を取得している場合は、本表4の1から2までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注3) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、若しくは認定されることが確実と見込まれ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

(注4) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域で取組を行う場合は、本表4の1から2までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇 殿（全国公募事業の場合）

〇〇農政局長 殿（地域公募事業又は都道府県向け事業の場合）
〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち
〇〇交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする事。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

持続的生産強化対策事業のうち〇〇に関する事業評価票

都道府県名	市町村名	事業実施主体名	対象作物・畜種名	事業実施初年度	成果目標の具体的な内容		成果目標の達成状況			評価機関名	農林水産省生産局、政策統括官、地方農政局(北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局)の評価所見
							基準年 年度	目標年 年度	達成率	具体的な 取組内容	

(注) 成果目標の達成状況欄に達成状況の経過を記載すべき事業にあつては、記載例を参考に列を挿入し、記載するものとする。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

持続的生産強化対策事業のうち〇〇における改善計画について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第3の成果目標について、下記の改善計画を実施することとしたいので、報告します。

記

- 1 事業の取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

目 標	事 業 実 施 後 の 状 況						改 善 計 画		
	目 標 (年度)	計 画 策定時 (年度)	1 年 目 (年度)	2 年 目 (年度)	3 年 目 (年度)	達 成 率	(年度)	(年度)	達 成 率

注1 欄は適宜追加すること。

2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。

- 4 改善方策
- 5 改善計画を実施するための推進体制